

土地改良関係補助事業確認検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、土地改良関係補助事業(県営事業を除く。)の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査は、補助事業のうち、埼玉県土地改良事業関係補助金交付要綱別表第1及び別表第2、農村総合整備事業補助金交付要綱別表1、農業集落排水整備推進交付金交付要綱別表1、埼玉県農地防災事業補助金交付要綱別表及び埼玉県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱の事業を対象とし、その種類は、工事及び会計の検査とする。

(検査実施機関)

第3条 検査は、補助事業実績報告書を受理(経由を含む。)する課所(以下「検査実施機関」という。)の長が行うものとする

(検査員の指定)

第4条 検査実施機関の長は、所属する職員のうちから検査員を指定し、検査を実施させるものとする(様式第1号)。

(検査の通知)

第5条 検査を行うときは、検査実施機関の長はあらかじめ様式第2号により、関係者に通知するものとする。

(検査の方法)

第6条 検査は、設計書、仕様書、図面等に基づく工事の出来高確認と経理関係書類の照合による収入、支出の確認を様式第4号から様式第5号により行うものとする。

(検査の立会)

第7条 検査員は、検査を実施しようとするときは補助事業者及び関係職員の立会いを求めるものとする。

(検査上の措置)

第8条 検査員は、検査の結果、補助目的に違背するものがあると認められ、手直しが可能であるときは、速やかに期日を指定して、手直しを命じることができる。

ただし、違背の事実が重大であると認められるものについては直ちに検査命令権者に報告し、その指示をうけて必要な措置をとらなければならない。

2 検査員は、前項の手直しが完了したときは、その結果を確認しなければならない。

(検査の復命書)

第9条 検査員は検査を終了したときは、速やかに検査復命書(様式第3号)を作成し、復命しなければならない。

(検査結果の報告)

第10条 検査実施機関の長は、検査員から復命を受けたもののうち経由に係る結果については、検査結果報告書(様式第6号)により農村整備課長あてに報告しなければならない。

第11条 この要綱の定めるもののほか、補助事業の検査に関し必要な事項は農村整備課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和47年度の補助事業から適用する。

2 土地改良事業検査要領(昭和39年12月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和49年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助事業から適用する。